

## レンタサイクル利用規約

このレンタサイクルは、(一社)釜石観光物産協会の観光総合案内所(以下「案内所」)が運営管理しています。この利用規約は、お客様(以下「利用者」)がレンタサイクルを利用していただく際に遵守していただく事項について規定しています。このレンタサイクルを利用する場合には、この規約を遵守していただくことになります。

### 1. 利用申込み

利用申込みは、下記のいずれかの方法で行うことができます。

#### (1) 案内所窓口で申込み

#### (2) 電話予約

貸出手続きの際、利用申込書に必要事項を記入のうえ、身分を証明できるもの(運転免許証、パスポート、健康保険証、学生証など)と一緒に提示してください。なお、身分証明証は、複写させていただきます。利用申込みの代表者は、高校生以上に限ります。

また、申込書の記載に不具合が認められた場合は、利用をお断りすることがあります。

予約の場合、変更・取消は早めにご連絡ください。なお、予約の予定時間を過ぎても窓口に来られない場合は、取消をする場合がありますのでご了承ください。

### 2. 個人情報の利用

本サービスの利用に関連して案内所が知り得た個人情報については、(一社)釜石観光物産協会協会は、このレンタサイクルの利用以外には使用しません。

### 3. 利用料金

1日 500 円(貸出時間 9 時～17 時)

### 4. 利用条件

貸出・返却とも営業時間(9 時～18 時)内に行ってください。お一人様に対して、同時に複数の自転車を貸出することはできません。

### 5. 利用時間

利用時間は、貸出日当日の9時～17時までです。

※返却時間を超えても返却されない場合、遅延料金をいただきます(1,000 円/時間)。また連絡の無いまま返却時間を大幅に過ぎるなど悪質と判断した場合には、所轄警察署に被害届を提出する等の措置をとる場合があります。

### 6. 自転車の故障(パンクなど)

利用中に発生した自転車の故障については、案内所へ連絡をお願いします。

利用者に起因する自転車の故障については、利用者の費用負担で修理していただくことになります。

#### 7. 自転車の盗難・紛失

利用期間中に自転車の盗難・紛失等に遭遇した場合は、速やかに案内所まで連絡してください。さらに利用者による重大な過失が認められた場合は、違約金をいただく場合があります。

#### 8. 事故

利用期間中にあった、第三者との事故・盗難等により利用者に損害等が発生した場合において、案内所は一切の責任を負いません。利用者が利用期間中に事故にあった場合は、速やかに警察署に届ける等の法令で定められた処置をとるとともに、案内所に事故発生の日時・場所・原因・事故の状況等を報告して下さい。事故についての示談等が必要な場合には、自らの責任において行って下さい。また、これにかかわらず、案内所が第三者にやむなく損害賠償を支払った場合を含め、案内所が被害を被った場合には、利用者による損害賠償を請求することがあります。

#### 9. 鍵等の紛失・破損

自転車の鍵を紛失・破損された場合は、交換料として実費相当額を頂きます。バッテリーの紛失、破損の場合も同様です。また、無施錠での駐輪等の利用者の過失による自転車の盗難・紛失等にあった場合には、第7に定める違約金を請求する場合があります。

#### 10. 禁止事項

- (1) 飲酒・無謀運転、その他交通法規に違反する行為
- (2) 危険箇所・その他不適切な場所での利用
- (3) 通行禁止区域内及び歩行者や自転車の通行障害となるような場所での通行
- (4) 自転車の改造
- (5) 運転中に当該自転車の異常(パンク等)を認めた場合において、運転を継続する行為
- (6) 利用申請者以外の者に使用させること